9　チュニジア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びチュニジア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。
10　チュニジア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
本使は、更に、この書簡及び前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のチュニジア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十三年六月十二日にチュニスで
チュニジア共和国駐在
日本国特命全権大使　髙原寿一
チュニジア共和国
外務大臣　オスマン・ジャランディ閣下
（チュニジア側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のチュニジア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十三年六月十二日にチュニスで
チュニジア共和国
外務大臣　オスマン・ジャランディ
チュニジア共和国駐在
日本国特命全権大使　髙原寿一　閣下

○外務省告示第二百十六号

モンテネグロ政府は、平成二十三年十二月十七日にジュネーブで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのモンテネグロの加入のための議定書」を平成二十四年三月三十日に受諾した。よって、同議定書は、平成二十四年四月二十九日に効力を生じ、モンテネグロは、同日に世界貿易機関の加盟国となった。
（平成二十四年四月四日付け世界貿易機関事務局長書簡）
平成二十六年六月二十七日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十七号

一　次に掲げる各国の政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ペルー共和国	平成二十一年五月二十九日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成二十一年九月二十四日
ブラジル連邦共和国	平成二十一年九月二十五日
リヒテンシュタイン公国	平成二十一年九月二十五日
ベルギー王国	平成二十一年十月二日
スロベニア共和国	平成二十一年十二月十七日
モロッコ王国	平成二十二年三月三十一日
ポーランド共和国	平成二十二年四月八日
アルメニア共和国	平成二十二年九月二十二日
レソト王国	平成二十二年九月二十二日
チリ共和国	平成二十二年九月二十七日
中華人民共和国	平成二十二年十一月八日
オーストラリア連邦	平成二十四年三月十六日
トルコ共和国	平成二十四年九月二十四日
マルタ共和国	平成二十四年九月二十六日
コスタリカ共和国	平成二十五年二月二十一日
アフガニスタン・イスラム共和国	平成二十五年三月二十五日
クウェート国	平成二十五年九月五日
フランス共和国	平成二十五年九月十一日
カナダ	平成二十五年十一月二十一日
ジャマイカ	平成二十五年十二月二十七日
カタール国	平成二十六年一月十五日
ノルウェー王国	平成二十六年二月二十日
ジブチ共和国	平成二十六年四月二十五日
大韓民国	平成二十六年五月二十九日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ソロモン諸島	平成二十一年九月二十四日
マラウイ共和国	平成二十一年十月七日
マリ共和国	平成二十一年十一月五日
アンティグア・バーブーダ	平成二十一年十二月一日
グルジア	平成二十二年四月二十三日
バーレーン王国	平成二十二年五月四日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年七月八日
ナウル共和国	平成二十二年八月二十四日
コンゴ民主共和国	平成二十二年九月二十三日
チュニジア共和国	平成二十二年九月二十八日
アルジェリア民主人民共和国	平成二十三年三月三日
コートジボワール共和国	平成二十四年三月十二日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十四年九月二十五日
セントルシア	平成二十四年十一月十二日
イラク共和国	平成二十五年五月十三日
トルコ共和国	平成二十四年十月二十四日
マルタ共和国	平成二十四年十月二十六日
コスタリカ共和国	平成二十五年三月二十三日
アフガニスタン・イスラム共和国	平成二十五年四月二十四日
クウェート国	平成二十五年十月五日
フランス共和国	平成二十五年十月十一日
カナダ	平成二十五年十二月二十一日
ジャマイカ	平成二十六年一月二十六日
カタール国	平成二十六年二月十四日
ノルウェー王国	平成二十六年三月二十二日
ジブチ共和国	平成二十六年五月二十五日
大韓民国	平成二十六年六月二十八日